

令和5年度龍ヶ崎市AIオンデマンド交通実証実験業務委託に係る公募型企画提案の手続開始について

このことについて、次のとおり参加申し込み及び企画提案を募集する。

令和5年2月13日

龍ヶ崎市長 萩原 勇



1 業務名

令和5年度龍ヶ崎市AIオンデマンド交通実証実験業務委託

2 業務概要

龍ヶ崎市にとってふさわしい、持続可能な公共交通の新たな組み合わせを検証するにあたって、市民の移動需要に応え、生活の質的向上や地域の活性化に寄与する新たな交通サービスの実現可能性を探るため、AIオンデマンド交通の実証実験を実施する。

AI、IoT等の最新技術を活用した配車システムによるオンデマンド交通の実証実験を実施するにあたり、システムの構築、提供、運用及び支援を行う。

その際、運転免許返納者増加等の社会構造の変化に伴う公共交通に関するニーズの高まりを背景に、本市が運行中のコミュニティバスの代替手段になり得るかについて、利便性や採算性の観点を踏まえて検討する。

本業務の実施にあたっては、専門的知識や豊富な業務経験を活かし、本市の地域特性に合わせた実現可能性の高い提案が必要である。このため、公募型プロポーザル方式を採用し、企画・技術能力等を有する事業者からの企画提案を求めるものである。

3 履行期間

契約の日から令和6年3月31日（日）までとする。

4 参加要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務を履行するための総括責任者を配置すること。なお、総括責任者は受託候補者として提出する書類の提出期日時点において、自社にて3箇月以上直接雇用していること。
- (3) 提案募集の日から参加申込書の受付締め切りの日までの間において、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程に基づく指名停止期間中若しくは龍ヶ崎市建設工事等に係る暴力団等の排除対策措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
  - ・ 国税(法人税、消費税及び地方消費税)
  - ・ 本市の市税(法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税)※市税については、事業所が本市にある場合のみ該当

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続については、「令和5年度龍ヶ崎市AIオンデマンド交通実証実験業務委託公募型企画提案実施要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市都市整備部都市計画課(担当:寺田)  
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地  
電話 0297-64-1111(内線466)  
メールアドレス toshikei@city.ryugasaki.lg.jp